令和7年第4回観音寺市議会定例会請願文書表

受理 請願者の 持厩の悪旨 切み詳島	託
番号 一	会
間違った裁判で有罪 判決が確定した人が裁 判をやり直す「再審」は、 無実の人を救済する最 後の手段である。 現行法では、すべての 証拠を検察が握ってい て、有罪方向への証拠し か出されないため、刑事 訴訟法における再審手 続について、証拠開示に 関する規定を設けること。 (再審法)の 何年も、時には何十年	会会

	ないため、再審における	
	手続を整備すること。	
	無実の者を誤った裁	
	判から迅速に救済する	
	ために、以上のことを盛	
	り込んだ「刑事訴訟法の	
	再審規定 (再審法) の改	
	正を求める意見書」を関	
	係機関に提出するよう	
	求めるもの。	